

道立高校間連携実施要綱

(平成24年3月23日教育長決定)

1 目的

この要綱は、北海道立の高等学校における学校間の連携に関し、必要な事項を定めることにより、相互の高等学校の教育課程の維持充実を図り、教育活動の一層の推進に資することを目的とする。

2 対象校

連携を希望する北海道立の高等学校とする。

3 道立高校間連携申請書の提出

連携を希望する高等学校の校長は、道立高校間連携申請書（別記様式1）を毎年度4月3日までに、所轄の教育局長を経由して教育長へ提出すること。

4 連携の承認

毎年度、予算の範囲内で教育長が承認する。但し、第1学年の学級数が2学級以下の高等学校を含む連携を優先するものとする。

5 連携高校委員会の設置

(1) 連携する高等学校（以下「連携高校」という。）は、連携の円滑な推進に必要な事項を協議するため、連携高校間で委員会（以下「連携高校委員会」という。）を設置するものとする。

(2) 連携高校委員会は、次の事項について協議し、連携の充実に向けて必要な業務を行う。

ア 連携の内容に関すること

(ア) 授業に関する連携（教員を相互派遣する教科・科目名、単位数等）

(イ) 授業以外の連携

イ 連携の円滑かつ効果的な進め方に関すること

ウ 連携の成果や課題のまとめに関すること

エ その他必要な事項

(3) 連携高校委員会は、連携高校の校長、教頭及び校長が指名する教職員で組織する。

(4) 連携高校委員会の事務を処理するため、連携高校で協議し、いずれかの高等学校に事務局を置く。

6 連携実施計画書及び連携実施報告書の提出

連携高校の校長は、次により連携実施計画及び連携実施報告を所轄の教育局長を経由して教育長へ提出すること。

(1) 連携実施計画

毎年度4月15日までに、連携実施計画書（別記様式2）を提出すること。

(2) 連携実施報告

連携期間終了後、速やかに連携実施報告書（別記様式3）を提出すること。

7 連携の在り方

連携高校の教育課程の維持充実を図る観点から、次に掲げる取組を行う。

(1) 連携高校の教員が相互に連携する高等学校に出向いて行う授業（以下「派遣授業」という。）

(2) その他必要に応じ、連携する高等学校の教育活動への相互協力

8 教科・科目の単位の認定

派遣授業を行っている教科・科目の学習成績の評価及び単位修得の認定は、派遣された教員が作成した評価資料に基づき、派遣を受けた高等学校の校長が行う。

9 学校事故の対応

派遣を受けた高等学校の管理下における事故の対応は、派遣を受けた高等学校において行う。

10 服務等の取扱い

(1) 連携高校の校長は、派遣を受ける教員について、「学校職員の兼職発令事務手続等について」（昭和45年5月1日付け45教職第3053号教育長通達）に基づき、兼職発令を行うこととする。

(2) 派遣に係る旅費は、「北海道職員等の旅費に関する条例」（昭和28年北海道条例第38号）に基づき支給する。

なお、公務のために職員が所有する自家用車を使用する場合は、「道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱」（平成9年3月28日付け教職第3078号教育長通達）に留意するものとする。

11 補則

この要綱に定めるもののほか、連携の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。